

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第243条の2に基づき、いわき市フラワーセンター使用料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので告示します。

令和8年4月1日

いわき市長 内 田 広 之

1 受託者

いわき市好間町北好間字南町田2番地の1
株式会社マツザキガーデン
代表取締役 松 崎 智 弘

2 理 由

施設利用者の使用料納付の利便を図るため

3 期 間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで